

一般廃棄物処理業許可証

住 所 北海道帯広市西23条北4丁目1番地2

氏 名 有限会社 タナベ 代表取締役 田 邊 宏 様

令和元年7月12日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	伐根、草木、ボサ、一般廃棄物(家屋解体に伴う一般廃棄物遺品)
営業所の所在地及び名称		北海道帯広市西23条北4丁目1番地2 有限会社 タナベ
許 可 期 間		令和元年8月15日から 令和3年8月14日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		豊頃町内全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西24条北4丁目1番地5 十勝圏複合事務組合くりりんセンター 河東郡音更町字上然別西4線100番地1 アスリー株式会社 中間処理場
	そ の 他	関係法令を遵守すること。

令和元年8月5日

豊頃町長 宮 口

